

3 地方税財政制度（税制関係）の改革

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

- 1 地方の仕事量に見合う税源確保のための税源移譲等の実現
- 2 地方法人税及び法人事業税交付金の廃止
- 3 自動車税の税率引下げを行う場合の代替財源の確保
- 4 課税自主権の拡大

【提案内容】

項目1 地方と国の仕事量（6：4）と税源配分（4：6）のギャップを解消し、地方の仕事量に見合った税源を確保すること。

そのために、消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への一層の税源移譲などにより、**税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ること。**

項目2 地域間の税収格差の是正は、本来、国の責任において地方税財源を拡充する中で行うべきである。

地方法人税は、地方税の一部を国税化するものであり、また、**法人事業税交付金は、地方法人税拡大により生じる市町村の減収分を法人事業税収で補填するものである。**これらは、いずれも地方分権に反するとともに、地方税本来の役割に照らして極めて不適切であることから、**速やかに廃止し、地方法人税を地方税に復元すること。**

項目3 自動車税は都道府県の基幹税であることから、仮に**自動車税の税率引下げを行う場合には、地方財政への影響が生じないよう、具体的な代替財源を税制度により確保すること。**

また、グリーン化を一層推進するとともに、徴収コスト削減の観点から、**車検時徴収の導入を検討すること。**

項目4 地方の**課税自主権の拡大**を制度的に保障するため、関係法令の抜本的な見直しの検討を進めること。

【実現による効果】

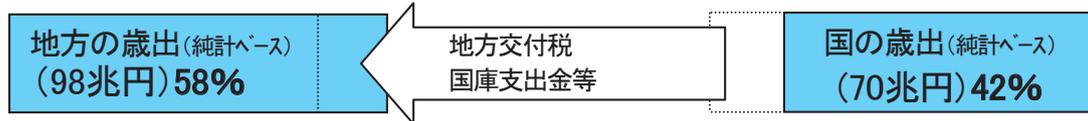
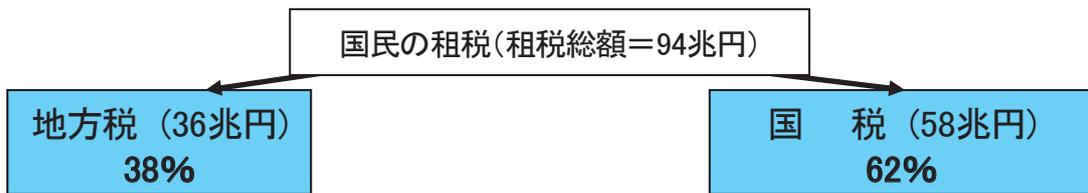
税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源が充実強化されることにより、地方自治体が担う事務・事業をより自主的・自立的に執行できるようになる。

【提案理由】

現状では、地方の仕事量に見合った税源が確保されていないことから、税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ることが必要である。

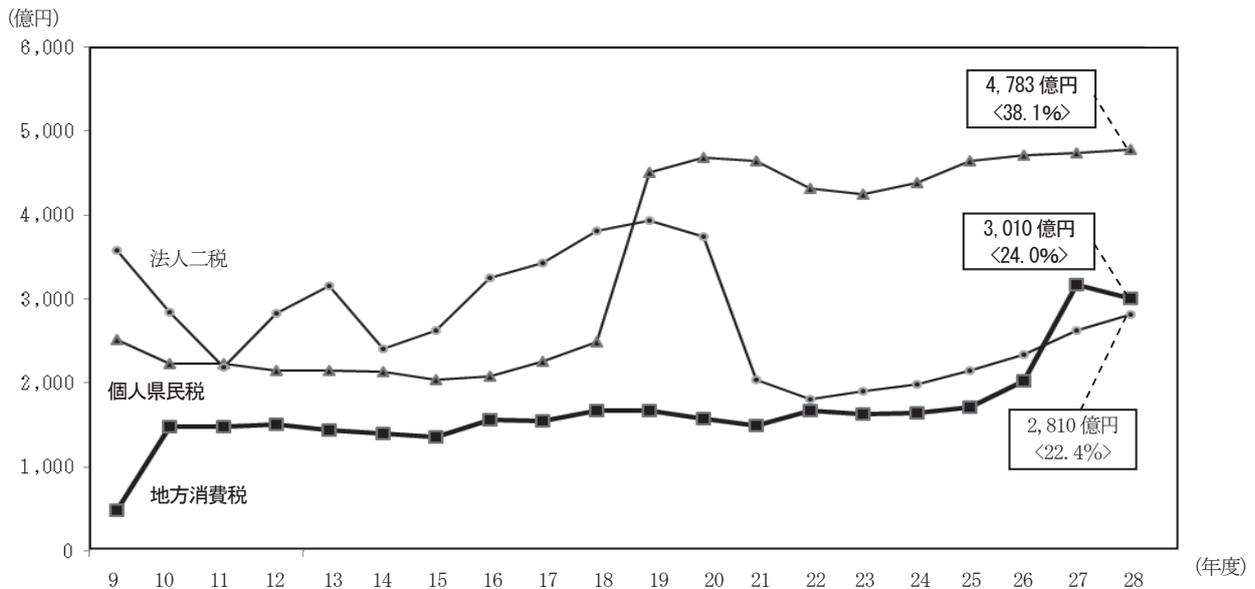
地方の課税自主権は、自治権の一環として憲法で直接保障されるものであり、平成25年3月の臨時特例企業税訴訟最高裁判決において、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」との補足意見が付されたことも踏まえ、その拡大を図ることが必要である。

地方と国の税源配分（平成26年度決算）



地方と国の歳出規模（地方6：国4）と税収（地方4：国6）にはギャップがあり、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。

主要税目の税収の推移（本県）



備考 1 億円未満切捨て。
2 平成26年度までは決算額、27年度は最終予算額、28年度は当初予算額。
3 < >内は、県税収入合計に占める割合。

人口1人当たりの税収額の指数

税 目	最大値	最小値	倍率
地方消費税（清算後）	129.7（東京都）	75.0（沖縄県）	1.7倍
個人住民税	162.8（東京都）	60.4（沖縄県）	2.7倍
法人二税	246.0（東京都）	40.1（奈良県）	6.1倍
固定資産税	157.6（東京都）	67.8（長崎県）	2.3倍
地方税合計	166.5（東京都）	65.1（沖縄県）	2.6倍

備考 1 平成26年度決算。
2 人口は住民基本台帳（H27.1.1）による。
3 最大値及び最小値は、全国平均を100とした場合の指数。